

岩手県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金

《介護人材資質向上支援事業》

【申請の手引き】

この事業（補助金）は、岩手県内に設置している介護保険法による介護サービスを提供する事業所を運営する法人に対し、介護職員として雇用している者に介護職員初任者研修を受講させた場合に受講料を補助するものです。

補助金の詳細については、この手引きに加えて、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号）及び岩手県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金交付要綱をご確認ください。

【お問い合わせ・申請書類の提出先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県 保健福祉部 長寿社会課 介護人材確保担当

TEL：019-629-5444 FAX：019-629-5439

Mail：kaigo-jinzai@pref.iwate.jp

【手続きの流れ】

補助金の交付手続きの流れは下記のとおりとなります。
具体的な手続き等については、2ページ以降を確認の上、進めてください。

【申請者】
介護職員初任者研修を、誰に、いつ受講させるのか計画を立てる



【申請者】
補助金交付申請書類を県に提出



【岩手県】
補助金交付申請書類の受理・審査



【岩手県】
補助金交付決定、通知書を申請者に送付



【申請者】
補助金交付決定通知書受理



【申請者】
雇用している介護職員が介護職員初任者研修の受講を開始し、修了



【申請者】
補助事業の完了・実績報告書類を県に提出



【岩手県】
補助事業の完了・実績報告書類の受理・審査



【岩手県】
補助金振込



【申請者】
補助金受領

1 定義

(1) 研修

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに掲げる都道府県知事が指定する介護員養成研修事業者が実施する介護保険施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程のことをいいます。

(2) 県内の介護事業所

岩手県内に設置している介護保険法（平成9年法律第123号）による介護サービスを提供する事業所のことをいいます。

2 補助金の交付対象について

この補助金は、次の①及び②の要件を満たす法人が対象となります。

- ① 法人が運営する県内の介護事業所で介護職員として雇用している者（研修を修了していない者に限る。）に研修を受講させること。
- ② ①に係る研修の受講料を負担すること。

注）申請した年度内に研修を修了する必要があります。

3 補助対象経費、補助金額について

研修の受講料（補講料、追試受験料等を除く。）の2分の1の額（千円未満は切り捨て）を補助します。 ※上限6万円

4 交付申請について

まずは、誰に、いつ研修を受講させるか計画を立ててください。

計画を立てた後に、次の①から⑤の申請書類を県に提出してください。

(1) 提出書類

- ① 岩手県介護人材資質向上支援事業費補助金交付申請書（様式第2号）
- ② 在職証明書（様式第3号）

交付申請日時点で、研修を受講する職員が在職していることを証明してください。

- ③ 採用通知の写し、労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
研修を受講させようとする職員の採用通知の写し等を提出してください。

- ④ 介護職員初任者研修受講計画書（様式第4号）

※ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は補助対象経費に含めて申請して差し支えありませんが、消費税等仕入控除税額が確定した後に当該額の報告を行ってください（下記「10 消費税等仕入控除税額の報告」参照。消費税等仕入控除税額が0円となる場合でも報告してください。）。報告が補助金交付後に行われた場合は、消費税等仕入控除税額の補助金相当額を県に返還していただきます。

※ 事業者の判断で、予め消費税等相当額を補助対象経費から除いて申請してもかまいません。この場合、下記「10 消費税等仕入控除税額の報告」、「11 消費税等仕入控除税額の補助金相当額の返還命令・補助金の返還」の手続きは不要となります。

- ⑤ 補助金の振込口座が確認できる書類（通帳の写し等）

金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人（ふりがな）が確認できること。

(2) 提出期限

原則として、受講させようとする研修の始期の1月前までに提出してください。

5 補助金の交付決定について

県は、提出された交付申請書類を審査し、適当と認められる場合には補助金の交付決定を行い、「決定通知書」を申請者あて送付します。

なお、決定通知書は原則として申請書を受け付けた日（申請書類に不備や不足がなくなった日）から14日以内に発行します。

注) 申請書は先着順で受付けを行い、予算の残額がなくなった時点で受付けを終了します。

複数の申請を同時に受付け、これらの申請に係る補助金の総額が予算額を上回る場合は、所定の補助率（2分の1）に関わらず、予算残額に応じて按分して補助金額を決定します。

6 補助事業の変更について

交付決定通知書の受領後に、補助事業の内容の変更をする場合（(1)の①から③に該当する場合）は、次の申請書類を県に提出してください。

注) (1)の①から③以外の変更を行う場合は、岩手県介護人材資質向上支援事業変更届（様式第10号）を提出してください。

(1) 変更内容

- ① 補助金の額に変更を生じる研修受講料の変更
- ② 研修受講者の変更
- ③ 研修実施機関の変更

(2) 提出書類

- ① 岩手県介護人材資質向上支援事業費補助金変更（中止、廃止）申請書（様式第6号）
- ② 在職証明書（様式第3号）
変更交付申請日時点で、研修を受講する職員が在職していることを証明してください。
- ③ 介護職員初任者研修受講変更計画書（様式第4号）

(3) 提出期限

変更を行う日の14日前まで

7 補助事業の中止・廃止について

交付決定通知書の受領後に、補助事業の中止・廃止する場合は、次の申請書類を県に提出してください。

(1) 提出書類

岩手県介護人材資質向上支援事業費補助金変更（中止、廃止）申請書（様式第6号）

(2) 提出期限

中止・廃止を行う日の14日前まで

8 補助事業の完了・実績報告について

受講者が研修の修了証の交付を受けたことをもって補助事業の完了とします。
補助事業完了後は、次の①から⑥の書類を県に提出してください。

(1) 提出書類

- ① 岩手県介護人材資質向上支援事業費補助金実績報告書（様式第8号）
- ② 介護人材資質向上支援事業費補助金請求書（様式第9号）
- ③ 在職証明書（様式第3号）
実績報告日時点で、研修を受講した職員が在職していることを証明してください。
- ④ 介護職員初任者研修受講実績書（様式第4号）
- ⑤ 介護職員初任者研修の修了証の写し
- ⑥ 領収書等受講料の支払いが確認できる書類

(2) 提出期限

補助事業完了日（研修の修了証が交付された日）から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日

9 補助金の支払いについて

県は、提出された書類を審査し、適当と認められる場合には、補助金の支払いをします。

10 消費税等仕入控除税額の報告について（※該当する場合のみ）

補助金により支出した経費（仕入れ）について消費税等の仕入控除税額控除を行う場合、当該控除額は補助事業者が負担したものではないことから、補助金相当額を県に返還する必要があります。

補助金交付後に消費税等の仕入控除税額が確定したときは、次の書類を県に提出してください。

※ 消費税等仕入控除税額が0円となる場合でも提出してください。

(1) 提出書類

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第11号）

(2) 提出期限

仕入控除税額の確定後、概ね1月以内

11 消費税等仕入控除税額の補助金相当額の返還命令・補助金の返還

県は、提出された消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を確認し、補助事業者に消費税等仕入控除税額の補助金相当額の返還を命じます。

返還命令書と併せて送付する納入通知書により補助金を返還してください。

12 その他留意事項

- 補助事業に係る経理を明らかにした書類を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

例) 令和2年度に補助金の交付を受けて事業実施した場合は令和7年度末(R8.3.31)まで書類保存。

- 県は、補助事業の適正な執行を期するため、必要に応じて立ち入り検査等を行う場合があります。